

指定暑熱避難施設の指定・設置に関する手引き（中間とりまとめ案）

1. 背景・経緯、本手引きの目的

（1）背景・経緯

熱中症とは、体温を平熱に保つために汗をかいた際、体内の水分や塩分（ナトリウム等）の減少や血液の流れが滞る等で、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称であり、死に至る可能性のある病態である。適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができるにもかかわらず、熱中症による救急搬送人員は毎年数万人を超え、死亡者数は5年移動平均で1,000人を超える高い水準で推移している。熱中症は、全ての世代の国民の生命や生活に直結する深刻な問題である。海外の専門機関（例：米国疾病予防管理センター（CDC））によると、クーリングシェルター（避暑施設）が広く利用しうる熱中症対策の1つとして挙げられている。涼しい環境に滞在することが体温上昇を防ぎ、熱中症による死亡を減少させることが可能であると報告されている。我が国でも、一部の地方自治体において、暑さをしのぐ一時避難場所として、公共施設（庁舎、公民館、図書館等）を休憩スペースとして利用できるよう開放しているが、極端な高温の発生時は高齢者等における熱中症リスクが高まるため、冷房設備が整っている場所を地域であらかじめ確保することが熱中症リスクの低減につながることを考えられる。また、自助の取組を超え、地方自治体によりあらかじめ準備されたクーリングシェルター等の避暑施設の活用が効果的であると考えられ、全国的にこうした取組を広げていく必要がある。このため、政府においては、気候変動適応法を令和5年4月に改正し（以下同法による改正後の気候変動適応法を「改正適応法」という。）、市町村長が地域において指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定できる制度を設け、改正適応法において新たに設けられた熱中症特別警戒情報が発表された場合は当該クーリングシェルターを開放する義務付けがなされた。

（2）本手引きの目的

本手引きは、改正適応法第21条等の規定に関する、各地方公共団体が、自らの地域の実情等に応じて、法令に基づく指定暑熱避難施設を指定等に行えるようまとめたものである。なお、本手引きについては、関係する制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとする。

2. 指定暑熱避難施設の法令上の位置づけ

- (1) 市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって、指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。
- (2) 市町村長は、当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。
- (3) 市町村長は当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、協定を締結する必要がある。
- (4) 市町村長は、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。
- (5) 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している開放可能日等において、指定暑熱避難施設を開放する義務がある。
- (6) 市町村長は、指定を取り消すことができる。なお、指定の取消しをしたときは、その旨を公表する義務がある。

3. 指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準

指定暑熱避難施設の指定基準としては、次の事項とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること（改正適応法第21条第1項第1号）
- (2) 住民その他の者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること（環境省令で定める予定）

なお、当該基準は、既に冷房設備が整っている施設の活用を官民間わず幅広く認めることにより、取組を後押しする趣旨で最低限の基準とするものである。従って、地方公共団体がそれぞれ、地域の実情に照らして、個別に必要とされる事項を定めても差し支えない。

（解説）

(1) 及び (2) についての具体的な解説は以下のとおり。

(1) 適当な冷房設備について

○定期的にメンテナンスされており、指定暑熱避難施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備

(2) 必要かつ適切な規模について

○指定暑熱避難施設の大きさではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能で

あると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること（例：指定暑熱避難施設として一定程度の定量的な面積が確保されているのではなく、指定暑熱避難施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数が 10 人であれば、地域や指定暑熱避難施設の状況に応じて、10 人が同時に適切に滞在できる空間が確保されていること）

4. 民間施設等の指定に係る協定に定める事項

- 指定暑熱避難施設は、市町村自らの施設以外の施設（民間施設等）についても、当該施設の管理者の同意を得て指定することが可能である。その際、市町村とその管理者との間で協定を結ぶこととなっている。
- 当該協定に定める事項として、改正気候変動適応法第 21 条第 3 項で規定する協定対象の指定暑熱避難施設（名称・住所等）、開放日、時間帯及び受入可能人数に加えて、当該施設の管理に関する事項、協定の有効期間を基本的な協定事項とする（環境省令で定める予定）。

5. その他

- 地方自治体独自の判断を妨げないよう、施設の開放時間、施設へのアクセス方法、管理体制、必要な人材、物品については、指定暑熱避難施設の指定基準には含めず、地方自治体が指定・設置、運営に当たり参考となるような事例等について示すこととする。今後、地方自治体等関係者にヒアリングを行いワーキング・グループにおいて検討する。

6. 参考資料

（1）気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）

（熱中症特別警戒情報）

第十九条 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合として環境省令で定める場合に該当すると認めるときは、期間、地域その他環境省令で定める事項を明らかにして、当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報（以下この節において「熱中症特別警戒情報」という。）を公表し、関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、関係市町村長（特別区の区長を含む。）にその旨を通知しなければならない。
- 3 市町村長（特別区の区長を含む。以下この節において同じ。）は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る事項を住民及び関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

(指定暑熱避難施設)

第二十一条 市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、当該市町村の区域内に存する施設であって次に掲げる基準に適合するものを指定暑熱避難施設として指定することができる。

- 一 当該施設が、適当な冷房設備を有すること。
 - 二 当該施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができることその他当該施設の管理方法が環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村長は、前項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定しようとするときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定により当該市町村以外の者が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したときは、当該指定暑熱避難施設の管理者との間において、次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。
- 一 協定の目的となる指定暑熱避難施設(次号、第三号及び次条第一項第三号において「協定指定暑熱避難施設」という。)
 - 二 協定指定暑熱避難施設を開放することができる日及び時間帯(次項及び第五項において「開放可能日等」という。)
 - 三 協定指定暑熱避難施設の開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数
- 四** その他環境省令で定める事項
- 4 市町村長は、第一項の規定により当該市町村が管理する施設を指定暑熱避難施設として指定したとき、及び前項の規定により協定を締結したときは、指定暑熱避難施設の名称、所在地、開放可能日等及び開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数を公表しなければならない。
- 5 指定暑熱避難施設の管理者は、当該指定暑熱避難施設の存する区域に係る熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該熱中症特別警戒情報に係る第十九条第一項の期間のうち前項の規定により公表された開放可能日等において、当該指定暑熱避難施設を開放しなければならない。
- 6 第四項の規定は、同項の規定により公表した事項の変更について準用する。

第二十二條 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消すものとする。

一 指定暑熱避難施設が廃止されたとき。

二 指定暑熱避難施設が前条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 協定指定暑熱避難施設について前条第三項の協定が廃止されたとき。

2 市町村長は、前項に規定する場合のほか、指定暑熱避難施設として指定する必要がないと認めるに至ったときは、前条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

3 市町村長は、前二項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(2) 省令 (P)